

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備
及び運営の基準に関する条例

平成24年10月11日

条例第65号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営
の基準に関する条例をここに公布します。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び
運営の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律
第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定により、福祉ホーム（[法第5条第28項](#)に規定
する福祉ホームをいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

(基本方針)

第2条 福祉ホームは、利用者（福祉ホームを利用する障害者をいう。以下同じ。）が地域において
自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている障害者につき、低
額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効
果的に行うものでなければならない。

2 福祉ホームは、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に
努めなければならない。

3 福祉ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障害福祉サービス事
業（[法第5条第1項](#)に規定する障害福祉サービス事業をいう。）を行う者等との連携に努めなけれ
ばならない。

4 福祉ホームは、利用者に対する虐待の防止及び差別の禁止その他の人権の擁護のため、責任者を
設置するなど必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し研修を実施するなどの措置を講
[じなければ](#)ならない。

(構造設備)

第3条 福祉ホームの配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、
換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならな
い。

2 福祉ホームの建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この項におい
て同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐
火建築物をいう。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。）でな
なければならない。ただし、規則で定める要件を満たす福祉ホームの建物であって、知事が、火災予
防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保さ
れているものと認めるときは、この限りでない。

(運営規程)

第4条 福祉ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかな
なければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 利用者に対して提供するサービスの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) その他運営に関する重要事項

(緊急時等の対応)

第5条 従業者は、施設内においてサービスの提供を行っている場合において、利用者に病状の急変

が生じたときその他必要なときは、速やかに、医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第6条 福祉ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うなど利用者等が非常災害に対応できるための必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、前項に規定する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第7条 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体の拘束その他の行動を制限する行為(次項において「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 福祉ホームは、やむを得ず利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、その理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第8条 福祉ホームは、利用者に対しサービスを提供したときは、その提供をした日及び内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(記録の整備)

第9条 福祉ホームは、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その提供をした日から5年間保存しなければならない。

(1) 前条に規定するサービスの提供の記録

(2) 第7条第2項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、その理由等の記録

(3) 第17条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録

(4) 第18条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(規模)

第10条 福祉ホームは、5人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備)

第11条 福祉ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該福祉ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

(1) 居室

(2) 浴室

(3) 便所

(4) 管理人室

(5) 共用室

(6) その他福祉ホームの運営上必要な設備

2 前項各号に掲げる設備の基準は、規則で定める。

3 福祉ホームの設備は、専ら当該福祉ホームの用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

(管理人)

第12条 福祉ホームには、管理人を置かなければならない。

2 管理人は、障害者の福祉の増進に熱意を有し、及び福祉ホームを適切に運営する能力を有する者でなければならない。

(利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第13条 福祉ホームが利用者に対して金銭の支払を求めることができる費用は、その用途が直接利用者の便益を向上させ、かつ、利用者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 福祉ホームは、前項の規定による支払を求めようとするときは、利用者に対しその用途及び額並びにその理由について書面を交付して説明を行い、その同意を得なければならない。

(勤務体制の確保等)

第13条の2 福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、従業員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 福祉ホームは、当該福祉ホームの従業員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

3 福祉ホームは、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、当該福祉ホームにおいて行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を講じなければならない。

(定員の遵守)

第14条 福祉ホームは、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(業務継続計画の策定等)

第14条の2 福祉ホームは、感染症及び非常災害の発生時において、利用者に対しサービスの提供を継続的に実施するため及び非常の場合における早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 福祉ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第15条 福祉ホームは、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、その施設内において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう、規則で定める措置を講じなければならない。

(秘密保持等)

第16条 福祉ホームの従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 福祉ホームは、従業員であった者が、正当な理由がなく、前項の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情解決)

第17条 福祉ホームは、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 福祉ホームは、その提供したサービスに関し、県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 福祉ホームは、県又は市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該県又は市町村に報告しなければならない。

5 福祉ホームは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第85条の規定により同法第83条に規定する運営適正化委員会が行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第18条 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町村、

当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。

3 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第19条 福祉ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

(補則)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月25日条例第8号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。